



©宮城県・旭プロダクション

第**11**号
令和3年
2月号

セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転していますか？

見通しの悪い交差点では一時停止を！確実に停止して目視で左右の安全確認！

【概要】

一時停止標識が設置されていない見通しの悪い十字路口交差点において、右方から走行してきた自転車と出会い頭に衝突した事故。

ドライバー 語録

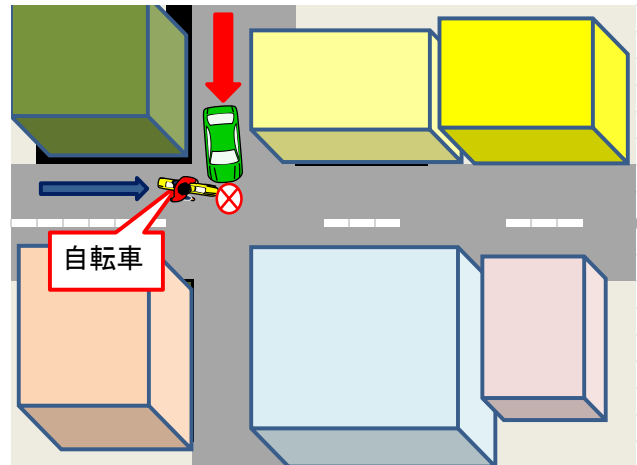
○車の運転手

「まさか、自転車が走ってくるなんて、いやぁ～左右を見たつもりですが、急に自転車が飛び出してきたので、全然気づきませんでした。」

「交差点でしっかり止まってさえいれば、事故を起こすことはなかったのに…。」

○自転車の運転手

「すみません…。スマホの操作に夢中になり、前をよく見ていませんでした。」



見通しの悪い交差点では思わぬ飛び出しに備えて「一時停止」！

交差点での出会い頭事故のケースでは、双方の見通しが悪い交差点で特に多く発生しています。

見通しの悪い交差点では、いつ、車や自転車、歩行者が飛び出してくるか全く予想もつきません。たとえ、普段、交通量が少ない場所だからといっても油断は禁物です。

交差点に近づいたら「ひょっとしたら、飛び出してくるかもしれない」と予測して、まずは、スピードを落とし、見通しが悪ければ確実に一時停止を行い、目視で左右の安全を確認した上で進みましょう。

また、スーパーなどの駐車場から道路へ出る際に歩道を横断する時は、一時停止の標識が無くても、歩道の手前で一時停止をしなければなりません。道路から駐車場などに入る際に歩道を横断する時も同じです。

学校などの周辺では、児童の飛び出しなども考えられますので、十分に注意して下さい。



運転中は「油断と過信は禁物！・運転に集中！」

車の運転では、刻々と変わる交通状況に応じて、運転者が「認知」・「判断」・「操作」を常に繰り返しています。しかし、運転経験や、慣れなどから生じる油断や、運転技術などの過信が、判断を誤らせる原因となる場合があります。運転中は、自らが意識して「油断と過信」の払拭に努め、「運転に集中」して正しく状況を「認知」・「判断」・「操作」して、交通事故を未然に防ぎましょう。

「冬道の安全運転1・2・3運動」

令和3年2月28日まで

冬道の走行時は、積雪、凍結等による滑走事故に注意しましょう。

- 安全な速度 **1割のスピードダウン**
- 車間距離の保持 **2倍の車間距離**
- 早めの出発 **3分早めの出発**

タイヤが滑る原因となる「急ブレーキ」・「急ハンドル」・「急加速」にも注意しましょう。

晴れている日でも油断は禁物「路面の凍結」に注意！！

冬の季節は、空が晴れていても油断できません。道路は、日中であっても残っていた水分が凍る時があり、道路が大変滑りやすい状況となります。特に、次の場所では十分に注意しましょう。

- ◎橋の上、トンネルの出入口付近
(路面温度が極度に下がり凍結しやすい。)
- ◎建物や山間部などの日陰部分
(圧雪、凍結が起きやすい。)
- ◎上り坂や下り坂
(タイヤが滑るために、上り坂では上れなくなり、下り坂では止まれなくなる。)

冬道の事故を未然に防止するためには、常に道路の凍結などを予測した防衛運転に努めましょう。

また、スタッドレスタイヤを履いていても、四輪駆動車であっても、凍結路面では、急に止まることはできません。

冬道の安全運転1・2・3運動を実践して冬道の交通事故を防ぎましょう。

交通事故に遭われた方々へ

交通事故に関する無料相談を毎日行っております（土日・祝日を除く）。

ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。

窓 口	電話（問い合わせ先）	弁護士無料相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日